

浦添市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

浦添市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。